



うるま市健康福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

うるま市長

うるま市規則第27号

うるま市健康福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

うるま市健康福祉センター条例施行規則（平成20年うるま市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第5号を削り、同項第6号中「プール」の次に「、スタジオ、トレーニング室及び屋上レクリエーション広場」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号から第10号までを削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、同号中「又は全額」を削る。

別表の3の表中「折りたたみイス」を「会議用イス」に改める。

様式第10号中

「

事 由	
備 考	

」を

「

事 由	規則第12条第1項第____号に基づく。
備 考	

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のうるま市健康福祉センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に利用するものについて適用し、同日前に利用するものについては、なお従前の例による。

改正理由

１．減免規定の改正について

規則第１２条第１項第５号には「市内の団体で規約等を有し、営利によらず健康づくり又は保健・福祉に関する事業等のために利用する場合 ２分の１」と規定されている。

一部の趣味サークル等の団体が「市内の団体」ということから独自で「会則等」を作成し、同規定を根拠に減免を受けている現状がある。同じ市内の趣味サークル団体には減免を受けていない団体もあり不平等が生じている。

施設利用料金については、受益者負担の観点から平等利用が求められることから、上記の減免規定については是正する必要がある。また、利用料減免については、減免対象ではない団体が減免を受けていると「令和４年度財政援助団体等監査の報告」においても指摘を受けていることから規則の改正を行いたい。

２．「折りたたみイス」から「会議用イス」に変更したため。

別表第３中

（現行）

種別	単位	基準額（円）
折りたたみイス	１脚	１０

（改正案）

種別	単位	基準額（円）
会議用イス	１脚	１０

３．減免申請書（様式第１０号）について

減免根拠条項がわかるように、申請書の「事由欄」に根拠条項を記載するため。／

（現行）

事 由	
備 考	

（改正案）

事 由	規則第１２条第１項第____号に基づく。
備 考	